

農業次世代人材投資事業の継続と予算の確保、並びに交付要件について

東 北 部 会 提 出
説 明 担 当 村 山 市

人口減少と高齢化により、担い手不足は全国的にも大きな課題となっております。地方自治体では、基幹的農業従事者が減少している一方、新規就農者が伸び悩んでいるため、リタイアする農業者を補えない状況にあることから、新たに新規就農者の育成・確保に向けた独自の支援メニューとして、「農業研修奨学金制度」や国・県補助事業の対象とならない小規模な農業用機械・施設の整備などを支援する、「オーダーメイド型の補助金制度」を創設しております。

さらには、首都圏等域外から若者を呼び込み新規就農者を育成するため、令和2年4月に鶴岡市において、市立農業経営者育成学校「SEADS(シーズ)」を開校したところです。

新規就農者の育成・確保を支援する国の農業次世代人材投資事業は、就農前の研修を支援する「準備型」、就農後の経営確立を支援する「経営開始型」があり、新規就農者の育成・確保の重要な支援ツールとなっているとともに、「SEADS」の研修においても、金銭的な不安なく安心して研修を受けるためには、人材投資資金（準備型）の活用が不可欠となっております。

しかしながら、給付年齢や交付対象要件が緩和されているにも関わらず、予算が削減されている状況にあります。

よって、国は、次世代人材投資事業の制度の継続と十分な予算を確保するとともに、給付にあたっては、これまで同様、地域の実情に合わせて市町村の裁量で給付できるよう、次の事項のとおり、要望いたします。

記

- 1 農業次世代人材投資事業の予算を確保すること。
- 2 農業次世代人材投資資金（準備型）の所得要件を廃止するなど、地域の実情に合わせて市町村の裁量で給付できるようにすること。